

○伊万里市重度障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第104号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、在宅の重度障がい者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度障がい者等」とは、市内に居住地を有する障がい者等とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障がい者等とする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる重度障がい者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(給付の基準)

第4条 用具の給付は、原則として1世帯あたり同種目1件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 排泄管理支援用具の給付を受けるとき。
- (2) 故障等の原因により、給付した用具を使用することが困難となった場合にお

いて、当該用具を修理することができないとき。

(3) 給付した用具が別表第1に規定する耐用年数を経過した場合において、新しい用具の給付が合理的又は効果的なものであると伊万里市福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めるとき。

(4) その他所長が必要と認めるとき。

（申請）

第5条 用具の給付等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、重度障がい者等日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病による障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者をいう。）であるときは、前項に規定する申請書に難病患者等日常生活用具給付診断書（様式第2号）を添付しなければならない。ただし、申請者が現に他の事業の提供を受けており、症状等の確認ができる場合は、これを省略することができる。

（調査）

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、重度障がい者等日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第3号）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

（決定）

第7条 所長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、重度障がい者等日常生活用具給付（貸与）決定通知書（様式第4号）により、給付等を却下したときは、重度障がい者等日常生活用具給付（貸与）却下通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、重度障がい者等日

常生活用具給付（貸与）券（様式第6号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（業者への通知）

第8条 所長は、用具の給付等を決定したときは、重度障がい者等日常生活用具給付（貸与）委託通知書（様式第7号）により用具納入業者（以下「業者」という。）に通知するものとする。

（用具の給付）

第9条 第7条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第10条 用具の貸与の決定を受けた者は、所長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第11条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の1割の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）の上限額は、別表第2に定める。

（業者への支払い）

第12条 所長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の「基準額」の欄に定める額

の範囲内とする。

(貸与の取消し)

第13条 所長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 重度身体障がい者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第14条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第15条 所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第16条 重度障がい者等の申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、1回の申請につき、別表第1に定める基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍の額(6月分)を限度として申請できるものとし、所長は、当該申請に係る額を1枚の給付券に記載し、一括して交付することができるものとする。

(台帳の整備)

第17条 所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、重度障がい者等日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第8号)を整備するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年告示第104号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第30号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年告示第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年8月27日告示第83号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請に係る費用の負担について適用し、同日前になされた申請に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月26日告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年6月26日告示第57号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第38号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月4日告示第97号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 26 日告示第 91 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 29 年 11 月 21 日告示第 116 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 24 日告示第 160 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日告示第 118 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日告示第 60 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 12 月 13 日告示第 184 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存

するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。